

国民年金の納付が困難な方は申請を！

問 伊奈庁舎国民年金課 (内線4402)

経済的な理由などで国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)の「保険料免除」および「納付猶予(50歳未満の方の保険料猶予)」の申請を7月から受け付けます。申請後、承認されると、令和4年7月から免除されます。
※申請以前に納付している月分については、適用されません。
※さかのぼって承認された免除期間については、障害年金

や遺族年金の請求をするための基準に含まれない場合があります。申請手続きはお早めをお願いします。

※過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって申請ができます。

※学生および任意加入被保険者の方は対象外です。学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

■納付猶予

50歳未満の方の保険料の猶予は、本人と配偶者の前年所得が次の金額以下の場合、納付が猶予されます。

○納付猶予となる所得基準

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

※年度途中で50歳に到達する場合は、到達する月の前月まで(1日生まれの場合は、前々月まで)が猶予されます。

※猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

■保険料免除

	免除の種類および保険料 (納付額/月)		免除対象となる所得基準
全額免除	全額免除	0円	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
一部納付制度	4分の1納付	4,150円	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額納付	8,300円	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の3納付	12,440円	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	免除がない場合	16,590円	

※「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなるのでご注意ください。

■保険料の追納

免除・猶予された保険料は、10年以内に納付(追納)することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が上乗せされます。

○申請に必要なもの：年金手帳または基礎年金番号通知書、免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書

※令和3年以降に失業したことを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」などの写し

■申請は毎年度必要

免除申請は、原則として毎年度必要です。

ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」または「納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望する場合は、あらかじめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査を行います。

※承認の区分が変更されたときや、所得の確認ができない場合は、改めて申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請及び学生納付特例申請が可能です。

手続きの方法や申請書などは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170